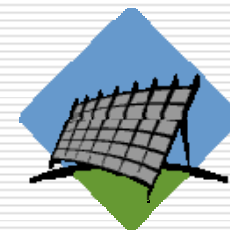
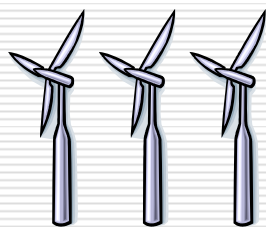


グリーン電力証書の管理の厳格性確保等に向けた取り組みについて

財団法人日本エネルギー経済研究所
グリーンエネルギー認証センター



目的

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）等にグリーン電力証書を位置付けるためには、グリーン電力証書制度の更なる信頼性向上が必要。
- 特に購入者によるグリーン電力証書の適正使用の確保や報告にあたっての数値の厳密性確保・適正実施が求められる。そこで現行のグリーン電力証書制度を見直し、厳格化を目指すべく委員会を設置して検討を実施。
 - 委員会の委員は、法律・会計の専門家で構成して検討を実施。

□ 論点1 権利移転の時点の考え方

- 発電者からグリーン電力証書発行事業者へのグリーン電力価値の移転について2種類の方法があることが分かった。統一すべきと結論。

□ 論点2 有効期間

- 現状ではグリーン電力証書の有効期間は設定されていないが、公的報告制度で判断すべき事項ではないかと結論。

□ 論点3 環境価値の表現:責任の範囲について

- グリーン電力証書の購入者の二重使用を防止するため、マーク使用权を設定し、その管理を通じた枠組みに移行すべきと結論

□ 論点4 権利行使の考え方について

- グリーン電力証書の購入者による表現を類型化し、権利行使したと見なす範囲を特定化。

□ 論点5 償却手続

- 適切な報告手続を構築することとなった。

基本的なコンセプトは「契約とルールに基づいた厳格性確保」である。

今回の検討結果の概要

グリーン電力証書の償却

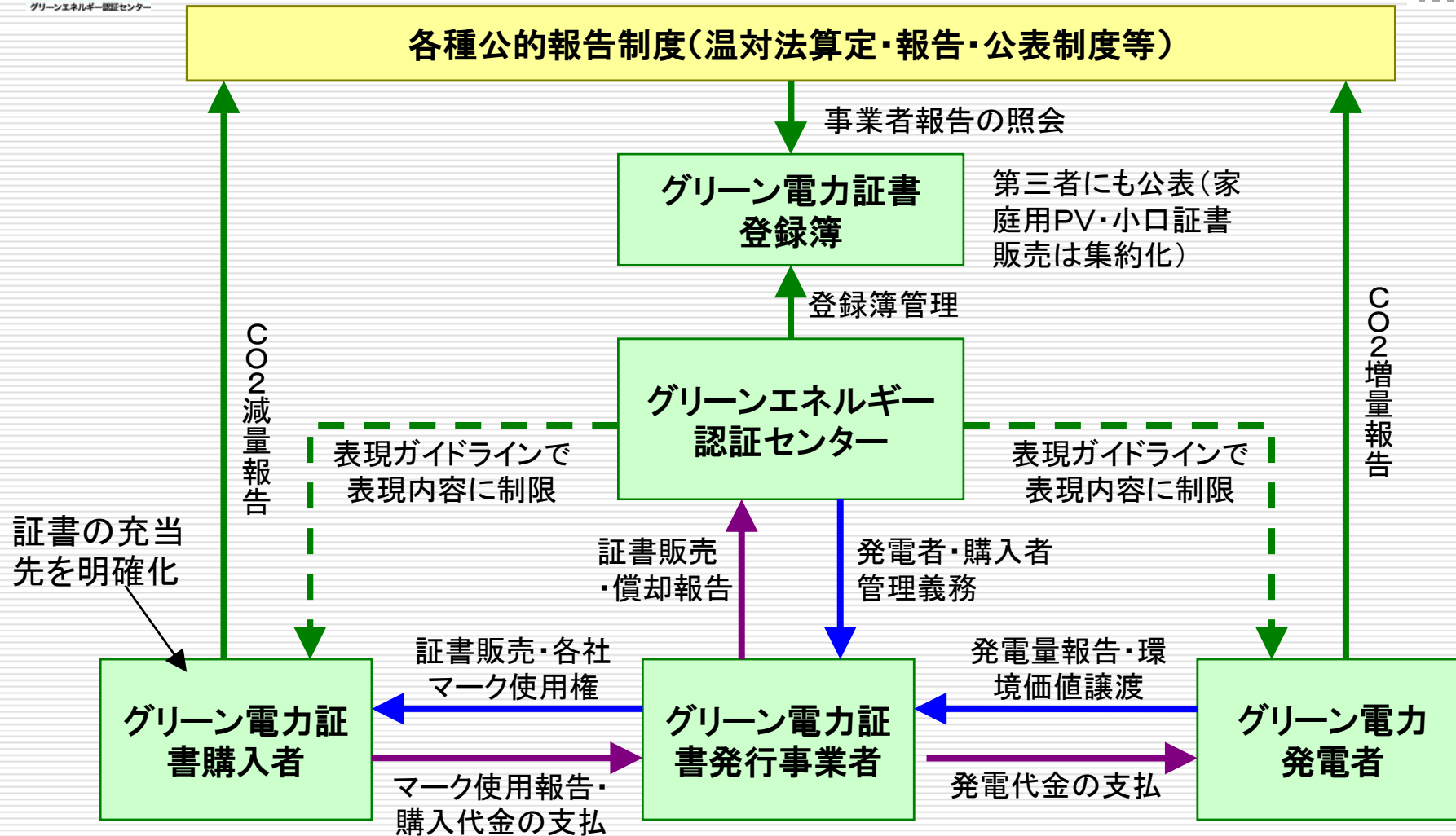
証書発行事業者を通じた情報収集で権利行使状況を把握

- グリーン電力証書ビジネスにおける事業者間の環境価値移転時期を明確化。
- 証書発行会社は、購入者の権利行使をマーク使用权管理を通じて把握。これにより責任範囲明確化。
- 認証センターは、証書発行会社に購入者のグリーン電力証書の権利行使状況の管理責任を課す。
- グリーン電力証書権利行使の考え方を再整理し、公的報告制度で報告可能なグリーン電力証書権利行使方法を明確化。

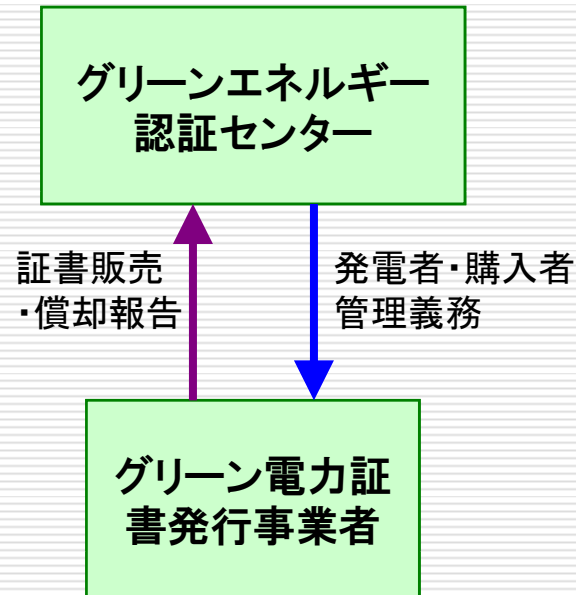
登録簿の構築

償却手続きに伴う情報を登録簿で管理

- 購入者、発電者、電気価値購入者ごとに集約した情報を第三者に閲覧可能な形で公開



- グリーンエネルギー認証センターはグリーン電力証書発行事業者に契約を通じて、発電者の環境価値放棄及び購入者の環境価値行使の管理に関する義務を課す。
- グリーン電力証書発行事業者は、契約を通じて発電者・購入者の権利・義務遵守を確保。特に購入者はマーク使用权の付与を通じて、権利行使・充当先を明確化。



- グリーンエネルギー認証センターはグリーン電力証書発行事業者に契約を通じて、発電者の環境価値放棄及び購入者の環境価値行使の管理に関する義務を課す。
- **発電者データ**：設備認定・電力量認証を通じてセンターは情報を把握
- **購入者データ**：契約期間、権利行使期間・用途、シリアル番号、契約電力量、実績電力量、公的報告制度での活用を証書発行事業社は定期的にセンターへ報告（**従来の保有者報告を変更**）

購入者報告の内容

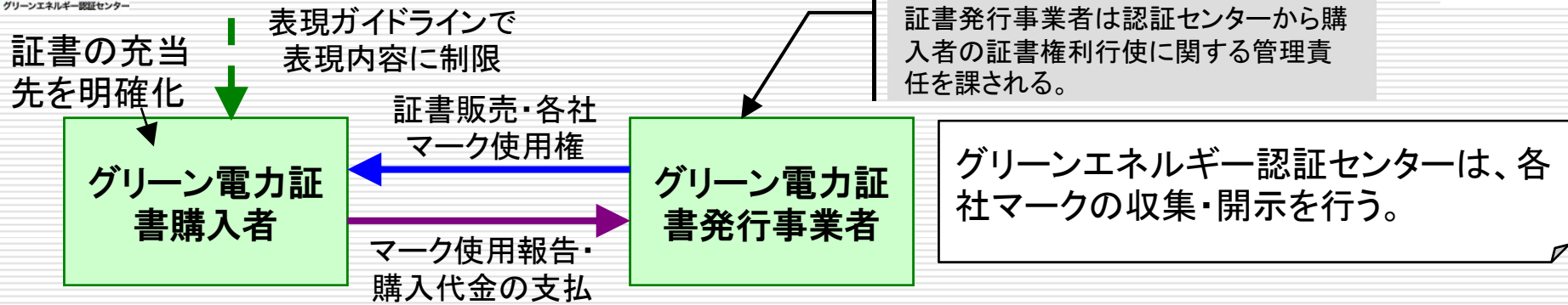
	報告内容
契約期間	○月△日～□月●日
権利行使期間	○月△日～□月●日
シリアル番号	07W01-0804-0903-00000001-A01～ 07W01-0804-0903-01000001-A01
用途	できるだけ具体的に記入（グリーン電力証書権利行使の把握）
契約電力量	○▲□●kWh
実績電力量	○▲□●kWh
公的報告制度での活用	●▽■制度

発電者データの内容

	報告内容
発電期間	○月△日～□月●日
シリアル番号	07W01-0804-0903-00000001-A01～ 07W01-0804-0903-01000001-A01
認証電力量	○▲□●kWh
電気価値購入者	○▲□電力会社
公的報告制度対象の有無	●▽■制度

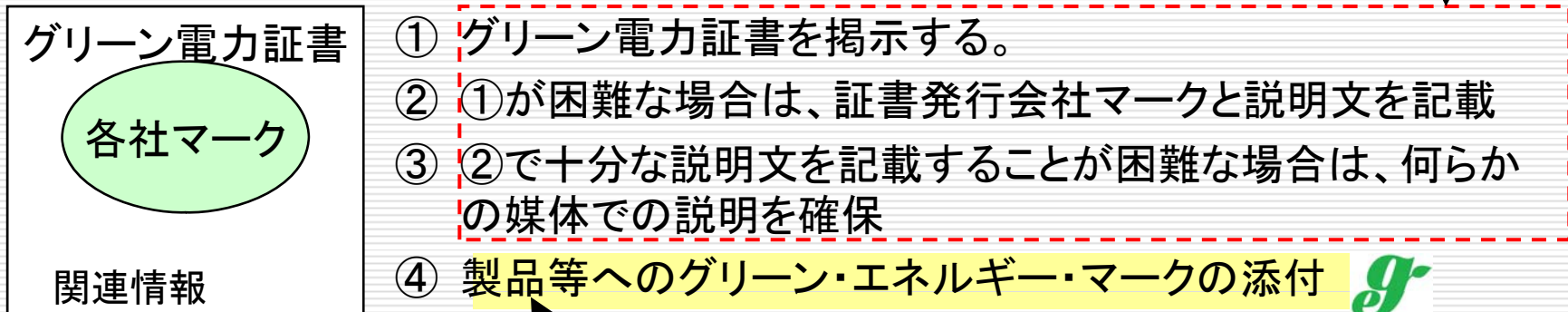
年度ごとにデータ集約

証書発行事業者と購入者



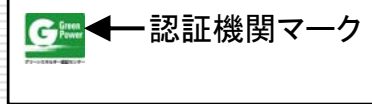
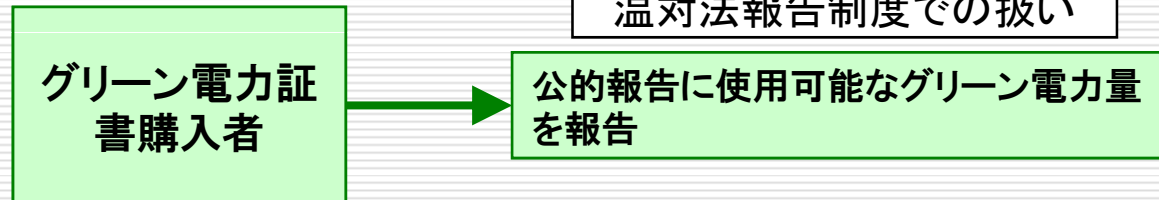
- グリーン電力証書発行事業者は、契約を通じて発電者・購入者の権利・義務遵守を確保。表現ガイドライン遵守も契約書で明記する。
- 特にマーク使用权の付与を通じて、購入者の権利行使・充当先を把握。

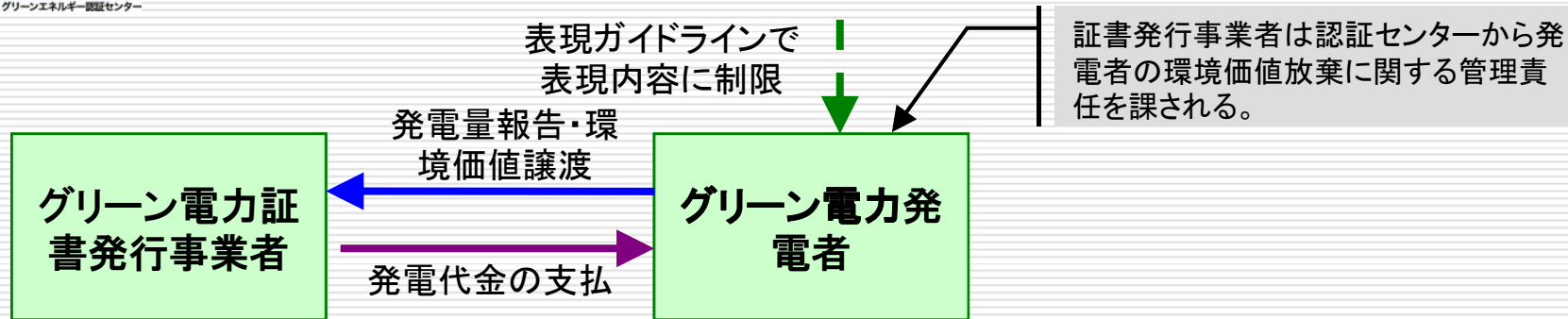
【購入者の表現方法を以下に限定する】



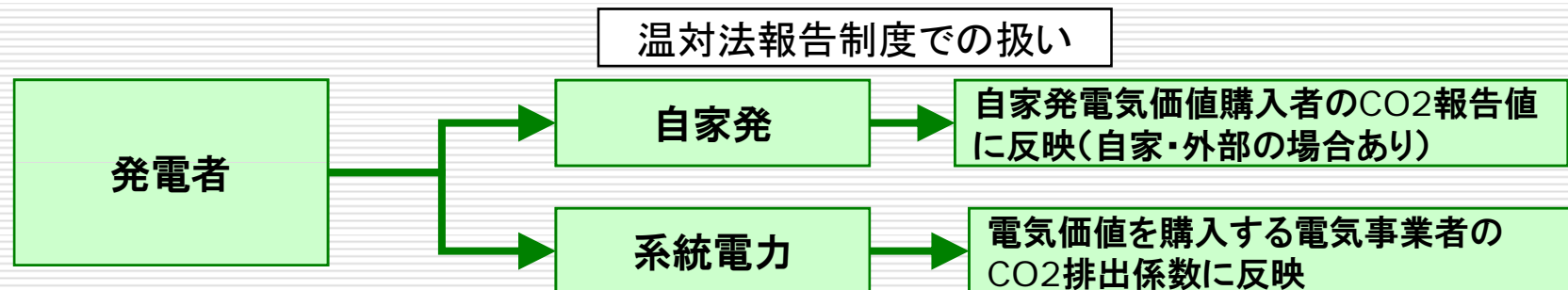
グリーン・エネルギー・マークは製品の製造段階に充当されるが、使用許諾契約に基づき厳格な管理を実施。

温対法報告制度での扱い





- グリーン電力証書発行事業者は、契約を通じて発電者・購入者の権利・義務遵守を確保。表現ガイドライン遵守も契約書で明記する。
 - 環境価値の放棄は契約上でも担保。
- グリーン電力発電設備は、グリーン電力発電設備認定の際に適格性要件を満たしているか確認。またグリーン電力量認証の際に電力量の正確性を確認。
 - 電気価値の販売先の情報も提出データに加える。



温対法報告制度は「年度」単位での実績を報告する枠組みであるため、少なくとも報告対象となる電力量認証は年度で計量を区切る必要がある。

購入者

	契約管理番号	契約期間	権利行使期間	シリアル番号	用途	グリーン電力証書購入電力量	公的報告制度での活用
〇〇株式会社	08A01001				〇〇事業所		温対法報告制度
	08A01002				〇〇イベント		×
	08A01003				なし		×
	08A01004				個人向け販売		×
▲▲株式会社	08A02001				〇〇事業所		温対法報告制度

発電者

	設備認定番号	発電期間	シリアル番号	認証電力量	電気価値購入者	公的報告制度対象の有無
■ ■ 株式会社	05B016				◎◎電力株式会社	○
	05H019				◎◎電力株式会社	○
□ □ 株式会社	06W017				▲▲株式会社	×
個人(PVファーム)	07P001				個人(自家消費)	×

電気価値購入者

	発電期間	認証電力量
◎◎電力株式会社		
▲▲株式会社		
個人(家庭用太陽電池自家消費)		

グリーンエネルギー認証センターは、四半期ごとに集計・公表。